

○郵送等により期限内に納付又は納入の手続きがとられた県税の取扱いについて

昭和38年4月1日

38税第178号

総務部長

法人事業税の申告書の提出については従来とも郵便通送の日数は算入しないものとして取扱ってきた(「地方税法及び同法施行に関する取扱いについての通達について(昭和29.6.1629税第1025号総務部長)」第3章第4節第9、50の3(4))なのであるが、今次地方税法の一部改正によりこれが明文化されると同時にこの取扱いの範囲が拡大されて、本年10月1日からは一定の期限までになすべきものとされている申告、徴収猶予の申請又は更正の請求に関する書類が郵便により提出されたときは、その郵便物の通信日付印により表示された日にその提出がされたものとみなされることとなつた(法20条の5の3)こと等にかんがみ、県税の納付又は納入(以下「納付」という。)の手續きは郵送等の方法によつて、期限内にとられたが、実際の収納は期限後となつたものの取扱いを次のとおり定め、本年4月1日以後に納期限(修正申告、期限後申告又は更正若しくは決定に基づく納期限を除く。)以下同じ。)の到来するものから適用することとしたからいかならないようにされたい。

記

1 次の各号の一に該当する場合には、納期限内に納付されたものとみなして取り扱うものであること。

(1) 県税が納期限後に郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)により送達された場合(現金による場合のほか、地方自治法施行令第156条第1項に規定する証券による場合を含む。)において、その郵便又は信書便による発送の日が納期限前であることが当該郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第3項に規定する信書便物の通信日付印等により確認されたとき。

(2) 県税が納期限後に指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関(以下「指定金融機関等」という。)に納付されている場合(第5号に該当するものを除く。)において、納税者又は特別徴収義務者が当該県税を納期限内に指定金融機関等以外の金融機関に納付の委託がなされていることが、当該金融機関の発する証明書等により確認されたとき。

なお、当該納付の委託が納期限内になされていることが、領収済通知書の領収日付印により確認できる場合で、指定金融機関等に納付された日がおおむね納期限後7日以内であるときは、当該金融機関の発する証明書等による確認を省略して差し支えないものとする。

(3) 納期限が指定金融機関等(最寄りの指定金融機関等をいう。)の臨時休業に当たつたため納付することができなかつたことについてやむを得ない理由があると認められる場

合において、当該納期限の翌日(その日が休日に当たるときは、その翌日。以下同じ。)に納付されたとき。

(4) 当日付で領収されれば納期限内の納付になるべきところ、指定金融機関等の締切計算の都合により翌日の日付をもつて領収されたことにより納期限後の納付となつたことが、当該指定金融機関等の発する証明書等により確認されたとき。

(5) 地方税法第20条の9の5第2項第2号に該当する場合で、当該県税が納期限内に納税貯蓄組合法第2条第2項に指定する指定金融機関(県税条例施行規則第7条に規定する金融機関を除く。)に納付の委託がなされていることが、当該金融機関の証明等により確認されたとき。

2 1により納期限内に納付されたものとみなして取り扱おうとするときは、別紙様式の決裁書により決裁を受けるものとする。

なお、決裁後は、収入未済原票(県民税利子割、県民税配当割及び県民税株式等譲渡所得割並びに非電算化税目に限る。)及び領収済通知書の延滞金の欄に「通達178号適用」と表示するとともに、電算化税目にあつては、オンライン端末機により納税義務消滅日の変更入力を行うものとする。

3 この通達により取り扱つた県税は、納期限内に納付されたものとみなすのであるから、当該県税に係る部分の延滞金を徴収しないことはもとより、特別徴収義務者に対する交付金の算定においても当該県税が実際に納期限内に納付された場合と同様に取り扱うものであること。

附 則(昭和48年税第66号)

- 1 この通達は、昭和48年7月1日から適用する。
- 2 この通達による改正前の様式に基づいて調製した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(昭和49年税第7号)

この通達は、昭和48年10月1日から適用する。

附 則(昭和58年税第69号)

- 1 この通達は、通知の日から施行する。
- 2 この通達による改正前の様式に基づいて調製した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(昭和59年税第18号)

この通達は、通知の日から施行する。

